

あなたの 声 声 声 広聴のページ

ご意見・ご提案をお寄せください

あて先は
〒510-8601 市役所市民生活課 広聴係
TEL54-8147
FAX59-0284 (24時間送信できます)
インターネット四日市市ホームページアドレス
<http://www.city.yokkaichi.mie.jp>
「市政への提案箱」へ
〔住所・名前を明記してください〕



今回は、今年度の市政モニターの方からのご意見やインターネット・ホームページ「市政への提案箱」にお寄せいただいたご意見の中から抜粋・要約したものを掲載させていただきます。

公共下水道への接続工事を行わない家庭があると聞きますが…

一日でも早く下水道を利用していただけるよう努力します

ご意見

公共下水道の工事が進められていますが、せっかく家の前まで下水道管が整備されても、各家庭への引き込みが行われない場合があると聞いています。そのため下水道の使用料が伸びず、借入金の返済に支障を来しているようです。

市から

公共下水道の工事にはばく大な費用がかかっており、今後こういうことが起きないためにも、事前に各家庭から誓約書を取るなどの拘束策を講じていただきたいと思います。

本市の水洗化率（下水道が整備されている区域内で下水道を利用して

いただいている人口比率）は、約75%で、本市と同程度の整備状況の都市とほぼ同じです。

市としても、水洗化率の向上は生活環境の改善や下水道経営の点からも重要なものであると認識しています。

そこで、水洗化の促進に向けて、2年以内の供用開始区域予定地図を配布したり、下水道工事の着手前と完成後の供用開始時に説明会を開催したりして、下水道を利用していただくようお願いしています。

この説明会では、排水設備の工事には助成金や融資あつせん利子助成制度があることや、一般家庭の場合は合併処理浄化槽の維持管理費に比べて、下水道使用料は長期的にみると安価であることも説明しています。

また、供用開始から3年を経過しても水洗化していないご家庭を訪問し、アンケート調査を行っています。

その結果、水洗化できない理由としては、経済的、老人世帯、家屋の改築計画があるなどの回答が多くを占めています。市では、拘束策を講じるより水洗化しやすい環境を

整備することが必要であると考えており、これらの家庭が一日も早く下水道を利用していただけるように努力しています。

犬の散歩でふんの始末をせずに立ち去る人を多く見かけますが…

市としても飼い主の責務の周知に努めます 皆さまもご協力を

ご意見

犬の散歩をさせている人が、ふんをそのまま放置して平然と行ってしまう。市として厳しい対応をお願いします。

市から

犬や猫のふん害については、国が「動物の保護及び管理に関する法律」で、動物の所有者は「動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない」と規定しています。

また、三重県動物の保護及び管理に関する条例」では、犬の飼い主は「飼い犬が公共の場所若しくは施設又は他人の所有物を荒し、又は汚染することのないよう管理するとともに、汚染した場所は清掃すること」と規定しています。

三重県では、条例に基づきふん処理の苦情について、適

きますので、ご理解とご協力をお願いします。

下水管理課（市役所5階）
☎54・8221

宜個別に指導をすることもに、必要に応じて地域別に各種啓発を行っています。

市では、犬の登録や狂犬病予防注射の際に、犬の正しい飼い方に関するパンフレットを配布しています。このほか、狂犬病予防注射案内八ガキへの啓発文の掲載、広報「よっかいち」での啓発、注意看板の配布などのさまざまな方法で適正なふん処理について注意を呼びかけています。

根本的には、飼い主のマンナーによるところが大きいのですが、地域と行政が一体となつて取り組む必要があります。市としても、飼い主としての責務をより一層周知していきますが、市民の皆さまも、地域全体にかかわる問題として、自治会などでお互いに注意を呼びかけていただきますようお願いいたします。

生活環境課（市役所5階）
☎54・8186